

## 令和5年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年9月19日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 秦野 仁美	2番 宮坂 幸夫	3番 小野沢常裕
4番 今井 健児	5番 芝間 教男	6番 中村 茂弘
7番 村松 浩喜	8番 森澤 文王	9番 村田 桂子
10番 榎本 真弓	11番 今井 英昭	12番 今井 清

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 市川 偉	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行	書記 伊藤百合子
-------------	----------

閉会 午後3時54分

議長(今井 清君) 皆さん、こんにちは。本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

これから本日9月19日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材をそれぞれ許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第46号～日程第20 陳情第6号

議長(今井 清君) 日程第1 議案第46号 白樺湖下水道組合規約の一部変更についてから、日程第20 陳情第6号 「安保関連3文書」の撤回と国会での慎重審議、対話の外交を求める意見書提出についての陳情までの20件を一括議題としたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会に付託し審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。今井健児総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈4番 今井 健児君 登壇〉

4番(今井健児君) 4番、今井健児です。

それでは、総務経済常任委員会の審査報告を申し上げます。

1、付託案件。

こちらについては、2、審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

令和5年9月6日に付託された表記案件を審査するため、9月12日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の対応は次のとおりです。

(1) 議案第49号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について。

物価、エネルギー価格の高騰や、利用者の安全確保に向けた管理体制の強化等による料金改定との説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

(2) 議案第50号 令和5年度立科町一般会計補正予算(第4号)について。

歳出について、主なものは【2款】総務費のうち、1項総務管理費1目一般管理費の一般管理経費では、会計年度任用職員保険料の内訳について、3目財産管理費の財産管理経費では、庁舎空調設備改修工事に当たっての業者選定の考え方、財源について説明を受けました。

5目企画費のテレワーク推進事業経費では、設計監理・測量委託料及び工事請負費は、既存空調設備の老朽化による改修であり、業者選定の考え方等について説明を受けました。

8目情報化推進費の電算管理経費では、AI音声文字起こしツール導入に係る長野県市町村自治振興組合の共同調達による負担金の増額補正との説明を受けました。

7項コミュニティ費1目コミュニティ施設管理運営費の権現の湯の湯事業経費では、館内のWi-Fi環境の整備内容及びLINE公式アカウント構築の運用等についての説明を受け、ふるさと交流館管理経費では、地下駐車場奥側のスロープの舗装修繕であるとの説明を受けました。

【5款】農林水産業費のうち、1項農業費2目農業振興費の農業振興経費では、4月の凍霜害による果樹農家への薬剤経費及び飼料価格高騰による畜産農家、水産養殖業者への配合飼料補助の申請方法について説明を受けました。

【6款】商工費のうち、1項商工費2目商工振興費の商工振興経費では、燃料券の燃料種類と配布方法の確認、2項観光費3目観光施設費の辺地対策事業観光施設整備事業経費では、蓼科園地遊歩道の整備内容等の説明を受けました。

【10款】災害復旧費、【12款】予備費、歳入を含め原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第55号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について。

今回の変更については、各所管課等に該当箇所以外に変更があるかを確認し、計画変更をしたとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(4) 請願第3号 免税軽油制度の継続を求める請願書。

こちらは、原案を全会一致で可決しました。

(5) 陳情第6号 「安保関連3文書」の撤回と国会での慎重審議、対話の外交を求める意見書提出についての陳情書は、原案を賛成多数で採択しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議長（今井 清君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、芝間教男社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 芝間 教男君 登壇〉

5番（芝間教男君） それでは、社会文教建設常任委員会に付託された案件について、報告を申し上げます。

1、付託案件についての項目は、審査経過の中で申し上げます。

## 2、審査経過。

令和5年9月6日に付託された表記案件を審査するため、9月11日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の対応は次のとおりです。

(1) 議案第46号 白樺湖下水道組合規約の一部変更について。

原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第47号 白樺湖下水道組合の解散について。

原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第48号 茅野市と立科町との間における公共下水道事業に係る事務委託について。

維持管理に係る事務の内容及び維持管理費について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第50号 令和5年度立科町一般会計補正予算(第4号)について。

歳出について、主なものは、【2款】総務費のうち、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード関連顔認識用ノートパソコンのハードディスク故障により、備品購入費の増額補正との説明を受けました。

【3款】民生費のうち、1項社会福祉費5目臨時特別支援事業費では、長野県価格高騰特別対策支援事業について、支給対象者への周知方法の説明、2項児童福祉費3目保育所費では、フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当の増額補正との説明を受けました。

【4款】衛生費のうち、1項保健衛生費2目予備費では、がん患者アピアランスケア助成金について、助成対象となる補装具の説明を受け、5目新型コロナウイルスワクチン接種事業では、令和4年度事業実績に伴う精算還付金との説明を受けました。

【7款】土木費のうち、2項道路橋梁費5目国庫補助道路整備事業費では、橋梁長寿命化修繕工事の工事期間、工事内容及び交通規制の予定について、4項住宅費4目町営住宅建設事業費では、建設予定の町営住宅の規模等について、今後、検討していくとの説明を受けました。

【9款】教育費のうち、3項中学校費1目学校管理費では、立科中学校の教室等の窓や扉等の修繕に伴う増額補正、4項社会教育費2目公民館費では、地区公民館の備品購入等の要望・申請の増による補助金の増額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第51号 令和5年度立科町介護保険特別会計補正予算(第1号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第52号 令和5年度立科町水道事業会計補正予算(第2号)について。

【4款】資本的支出のうち、1項建設改良費2目配水施設改良費では、工事中に仮設配管切替え時以外の断水はないとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

3番、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議長（今井 清君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、芝間教男決算特別委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 芝間 教男君 登壇〉

5番（芝間教男君） それでは、決算特別委員会審査に付託された案件について、報告を申し上げます。

1、付託案件についての項目は、審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

令和5年9月5日付で付託された表記案件を審査するため、9月13日及び14日に決算特別委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の対応は次のとおりです。

認定第1号 令和4年度立科町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入では、町税はじめ各款・項・目について、収入の内容や収入未済額、不納欠損の状況、ふるさと寄附金については返礼品の充実による収入増ができたとの説明を受けました。

町税、財産収入及び使用料の徴収については、徴収努力は認められましたが、効率的で有効的な徴収体制を整え、自主財源の確保について、より一層の努力を求めました。

歳出では、テレワーク事業では、営業チームをつくり、受注の増加が図られたことと、タテシナソンは直接の取組効果のほか、その関係人口も期待できること、行政情報配信システム、通称「たてしナビ」の活用状況は、タブレットの配布のほか、スマートフォンのアプリで利用している方もあり、活用は広まっているが、一部に配布されたまま箱に入っているケースもあるとのこと、JA佐久浅間の有線放送終了後の対応として、さらに啓発努力をしていく等の説明を受けました。

権現の湯では、給油管や施設の補修状況、集客の工夫について、地域交通対策では、路線ごとの利用状況と乗車率の説明を受けました。

マイナンバーカード取得者を増やすための取組状況、新型コロナウイルス感染症対応経済対策として、たてしな応援商品券・あったか燃料券の配布状況とその活用状況等の説明を受けました。

町有林伐採事業とその売払い収入の状況、蓼科地区に導入した大型生ごみ処理機の稼働状況、ごみの減量化への取組状況の説明を受けました。

子育て支援では、出産祝い金及び出産・子育て応援給付金の支給状況を確認し、保

育園では、園児の受入れ体制を整えるための保育士確保について苦労している状況と、当面の対応として、スポット職員配置などについて説明を受けました。

その他、各款における不用額の状況、実施した各事業の詳細な内容説明を受けました。

歳入歳出ともに適正な予算執行を認め、全会一致で認定しました。

認定第2号 令和4年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。  
国民健康保険税の滞納状況や基金の状況等について説明を受け、全会一致で認定しました。

認定第3号 令和4年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。  
後期高齢者医療保険料の滞納状況、普通徴収及び特別徴収の状況について説明を受け、賛成多数で認定しました。

認定第4号 令和4年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。  
歳入では、滞納者の状況について説明を受け、歳出では、各種サービス給付費増減の状況、介護予防事業の状況、生活支援体制整備事業の取組状況等について説明を受け、賛成多数で認定しました。

認定第5号 令和4年度立科町索道事業特別会計歳入歳出決算認定について。  
指定管理者納付金の内訳、2月に発生した索道事故を受け、安全対策の取組について説明を受け、全会一致で認定しました。

認定第6号 令和4年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。  
使用料の未収金の状況、滞納者の状況等について説明を受け、全会一致で認定しました。

認定第7号 令和4年度立科町水道事業会計決算認定について。  
老朽化に伴う配水管改修工事等の説明を受け、全会一致で認定しました。

認定第8号 令和4年度立科町下水道事業会計決算認定について。  
各種工事に伴う設計及び施工の説明を受け、全会一致で認定しました。

議案第53号 令和4年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。  
原案を全会一致で可決しました。

議案第54号 令和4年度立科町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。  
原案を全会一致で可決しました。

#### 4、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、立科町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

**議長（今井 清君）** これから討論を行います。

まず、日程第1 議案第46号 白樺湖下水道組合規約の一部変更についてから、日程第3 議案第48号 茅野市と立科町との間における公共下水道事業に係る事務委託

についてまで、原案に反対者の発言を許します。反対討論はございますか。

〔（なし）の声あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はございますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、日程第1 議案第46号 白樺湖下水道組合規約の一部変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第47号 白樺湖下水道組合の解散についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第48号 茅野市と立科町との間における公共下水道事業に係る事務委託についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第49号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。3番、小野沢常裕君、登壇の上、願います。

〈3番 小野沢常裕君 登壇〉

**3番（小野沢常裕君）** 3番。49号議案、これについて、私は反対の討論をいたします。

過日、お昼になりましたので、ラーメンを食べようと思ってなじみの中華レストラ

ンへ行きました。そこのラーメンは、ギョーザ3個ついて500円。お店に入りましたら、オーナーとシェフが何か言い合いをしているんです。何でもめているのと私が聞きましたら、オーナーが言うには、シェフが2,000円ラーメンを作らせると、こう言い出したんだそうです。そこで、私がシェフに、おい、2,000円ラーメンなんて大丈夫なのと聞いたら、シェフは、全国から超一流の材料を集めてきて、そして作るから大丈夫だと、そういう話だと。そこで、私はオーナーに、シェフがそう言っているんだから、2,000円ラーメンを作らせてあげたらどうですかと言いました。だって、それまでオーナーは、結構経営の苦しいときにシェフにいろいろ助けてもらっているんです。

そしたら、オーナーはしばらく考えておりました、それじゃあ仕方ないから600円ラーメンにするかと、こう言いました。それで、「え、600円ラーメン」、私がです。それじゃあ今年は600円、来年は700円、再来年は800円かい、そんなことをやっていたら、シェフはいつまでたっても2,000円ラーメンを出せないのです、この店じゃ駄目だなということで、出て行ってしまふかもしれないけど、それでもいいのかということをおオーナーに言いました。その日は結論は出なかったんです。

この600円ラーメンが、私はこの49号議案と同じじゃないかなというふうに思うわけです。何か物事を真剣に行うには、徹底してやるか、徹底してできなかつたらやらないか、ゼロか100です。どうでもいいような事業については、その中間もあるかもしれませんが、本当に真剣にやるならゼロか100。これが私の考えです。

この600円ラーメンに当たる49号議案はどちらにも属していませんので、私に言わせれば中途半端で、そして、その場しのぎの案であるというふうに思います。ですから、ここでこの49号議案には私は反対したいと思います。

山は高級リゾート、里は週休2日、こういう立科町はどうでしょうか。終わります。

**議長（今井 清君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで、討論を終わります。

これから、日程第4 議案第49号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第49号は、賛成多数で可決されました。

次に、日程第5 議案第50号 令和5年度立科町一般会計補正予算（第4号）についてから、日程第8 議案第55号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更についてまでについて、討論を行います。



初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。9番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

**9番（村田桂子君）** 議案第50号 一般会計補正予算（第4号）について、討論を行います。

この予算は、4億4,600万円余を追加する補正であり、各事業に予算化されましたが、適正と考え賛成といたします。

歳入では、繰越金の確定により、今年度も財政調整基金からの繰入れをせずに済みました。繰越金も5億5,000万円余となり、次年度に繰り越されました。

補正予算の主なものは、歳入では地方交付税が6,700万、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が3,873万円余と、県による物価高騰に対する特別支援金830万円が主です。

歳出で主なものは、役場庁舎とテレワークセンターの空調設備の更新で、経費は合わせて5,500万円です。空調の冷房効果が落ちてきたこと、異音が発生するようになったこと、部品の調達もできないということで更新です。役場庁舎は27年、テレワークセンターは、上田信金から買い上げて以来、少なくとも20年以上稼働し続け、経年劣化によるものと理解するものです。

ほかに、権現の湯に公式LINEの開設に伴う委託料と、Wi-Fiの設備工事など、さらなる誘客に必要なことと理解します。

県の価格高騰特別対策支援金を原資に、町民税所得割非課税世帯とそれに準ずる世帯に2万円を支給予定、300世帯が見込まれました。

また、今年もあったか燃料券として1世帯1万円の灯油購入補助券が支給予定です。灯油値上がりの折、期待されます。

また、農業振興として3,300万円余が予算化されました。りんごなど、果樹の凍霜害で大きな打撃を被った事業者に10アール当たり2万円を防除薬剤購入への補助として2,300万円、飼料価格の高騰を受け、9件の畜産・養鶏・養牛事業者に1,000万円余が交付されます。町の農業の持続的発展のために、一日も早い支給を期待するものです。

土木費では、老朽化している6橋分の改修工事、蟹原川300メートルに及ぶ河畔林の伐採など、整備費が予算化されました。台風シーズンを前に、整備が急がれます。

今回、注目したのが、町営住宅建設に伴う事業予算3,870万円です。町長の公約でもあり歓迎するものですが、その概要が不明瞭です。担当者は、まだ詳細については詰めていないとの説明ですが、町営住宅の建設のコンセプトが何なのか、一般住民向け住宅なのか、移住者を呼び込むためのものなのか定まっていません。移住者向けと

いうことであれば、部屋の間取りなども、これまでのような簡易なものではなく、デザインも含め魅力的なものにする必要があると思いますし、所得上限も15万8,000円以上の設定になると考えます。しっかりとコンセプトを練って、外観も含め魅力的な住宅建設を期待します。

土地代も4,000平米で2,500万円、プロポーザルで提案を期待するとしていますが、町が、まず、どんなものにしたいのかのコンセプトをきちっと持つことが必要、大前提であることを申し上げておきます。

以上、賛成討論といたします。

**議長（今井 清君）** ほかに討論はございますか。

〔（なし）の声あり〕

これで、討論を終わります。

これから、日程第5 議案第50号 令和5年度立科町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第51号 令和5年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第52号 令和5年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第55号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に

関する財政上の計画の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9 認定第1号 令和4年度立科町一般会計歳入歳出決算認定について及び日程第10 認定第2号 令和4年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。9番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

9番（村田桂子君） それでは、認定第1号 令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定について賛成討論をいたします。

令和4年度はロシアによる突然のウクライナ戦争が開始されたときであり、それを契機に、エネルギーや穀物などの諸物価が暮らしを直撃しました。コロナ感染症もまだ猛威を振るい、経済の低迷が日本全土を覆い、立科町でも、若い世代を中心に経済的困難にさらされる事態が広範に起こりました。

そんな社会情勢の中、当町が住民の暮らしを支え、励ますものであったかどうか私の決算審査に臨む基本姿勢であります。

歳入では、国からの交付金などにより、前年より9億円余の増収、歳出では7億2,000万円余増えました。町税では歳入で5,400万円余が増え、予算で見込んだ町税よりも4,400万円も増えました。

個人住民税は増え、収入未済額も前年より4,400万円減りました。それでも6,000万円を超える収入未済、納められない金額があります。

決算審査では、町民のどの所得階層に滞納が多いかの資料は示されませんでした。本来ならば、町民の実態を明らかにすべきと考えます。

法人税も前年を下回ったままです。不納欠損額、収入未済額が大きく膨らんだのは固定資産です。長く放置されてきた廃屋撤去がようやく進み、それに伴う滞納分の精算が済みました。

また、町営住宅使用料の収入未済額が前年より増えました。コロナ禍での収入減が影響か、10名分69件、滞納分も13人、231件ありました。

住民から家賃についての相談もありましたが、町の住宅として、所得の減少などに対応する激変緩和措置や減免措置を求めるべきと考えます。

歳出では、町長の重点指針に沿って申し上げます。

第1は、住んでみたい、生み育てたいと思えるまちづくりについてです。

予算で注目した4点について申し上げます。

1点目、空いている教員住宅2戸の改修をまちおこし協力隊と応募者の参加で、DIYで改修し発信する事業は5回、延べ32人が参加し、メディアにも取り上げられたとのこと。町のPRに効果を上げました。さらに5年度も継続しています。町長は、今期の補正で町営住宅の建設を予算化されましたが、新たな建設とともに、大城の教職員住宅真蒲住宅など、稼働率の低い住宅の有効活用も課題として残ります。町に移住したいが住むところがないという課題は、依然として大きな問題です。

2点目は、UIJターン就業・創業支援金制度が新設されて、1件100万円が交付されました。何と首都圏からの移住でテレワークをしているそうです。

3点目、町のテレワーク推進事業でも、従来では仕事に就けなかった子育て中、介護家庭、ひきこもりなどの住民に社会参加の機会を与える福祉型事業であり、ワーカー延べ100人、営業活動約2,500万円で、4年度から本格稼働した営業チームが獲得した仕事だそうで、成果が上がりました。

ワーケーションもワーケーションの開催27組293人の参加ということで、ワーケーションを取り入れている自治体の中でも、かなり高レベルの運用成果が上がったと報告をされました。評価します。

4点目は、出産祝い金です。出産祝い金制度の創設は大きな議論となりましたが、決算によると、総勢28人が恩恵を受けました。国の祝い金制度も62人が交付を受けました。若い世代の経済的負担を軽減するものとして評価します。

子育て支援、教育の充実については、保育所では保育士を順次7人増やす計画でしたが、実際は4人ととどまり、園長も含めスポット対応で保育に当たったとのこと。保育園に申込みがあったときに待機者をつくらず、親のニーズに応えたいとする町の姿勢は、立科町が子供を大切にしていることの象徴です。評価しますが、身分保障も重要です。正規採用や賃金などの待遇改善で、保育者の確保が重要課題となってきます。

教育では、4年度当初の普通級への児童が31人であることを受けて、30人規模学級で始まりました。町雇いの教師も確保されました。長野県内でも2例目ということで、町長、教育長の英断と評価いたします。

11月からは、保育園の副食費、小中学校給食費が無償化、通学用かばんの支給も行われ、4年度では予算化ですけれども、予算化され、経済的負担が大きく軽減されました。町民に大きく喜ばれ、効果を上げたと評価します。

2つ目、安心・安全で持続可能なまちづくりでは、コロナ対策のために、ワクチン

接種とともに生活困窮世帯や子育て家庭への3度にわたる給付金の支給を実施されました。

2点目は、避難行動要支援者台帳の個別支援計画の作成が、予算では150人分とされましたが、実際は12人にとどまったとのこと。気候が凶暴化しており、地域の弱者対策として計画策定が急がれました。

3点目は、福祉医療です。福祉医療では、子供や障がい者、独り親家庭、妊産婦1,258人が対象でした。現物給付の窓口負担は、子供だけが対象で838人でした。さらなる改善を期待します。

4点目、地域の支え合いの充実として、包括支援センターや生活支援コーディネーター育成が予算化されましたが、町民課に地域包括支援センターが配置され、地域の絆づくりを進めました。コロナ禍で薄くなった地域の助け合いなどが、活動を通して再生する足がかりはできました。

5点目は、地域医療対策です。地域医療対策では、川西赤十字病院や佐久医療センター運営の支援が続けられました。必要です。

大きく3つ目、豊かな資源を生かしたまちづくりでは、遊休地解消としてのそば栽培に不可欠な収穫用コンバインを購入、また、町の特産品開発やテレワークなどの事業発展を目指し、新たな振興公社の設立準備を進めたとのこと。まだ姿が見えてきませんでした。

商工業者支援と住民の物価高騰応援商品券の2度にわたる支援、灯油油代補助、あったか燃料券、コロナ禍の売上減少の事業者支援、物価高騰対策として10万円交付など、国の交付金を活用して各種支援施策が行われ、事業者からは助かったと声がたくさん届いています。

蓼科牛など畜産振興で144万円弱を支出。佐久屠場の閉鎖による運搬費補助は38万円を支出済み。ブランド強化拡大のためのさらなる展開が期待されます。

大きな4点目、環境に優しいまちづくりでは、生ごみ処理機の稼働によりごみの減量化が進みました。蓼科地区では8トンの削減をしたそうです。

町単独での土砂災害の防災マップの作成、盛土調査が実施されました。温暖化が進み、豪雨災害が日常化する中で必要な業務でした。

温暖化への対応で、町用の電気自動車が1台リース貸与され、庁舎の電気容量の変更工事が行われました。電気自動車は非常時での電源にできます。電気自動車購入補助、新たにV2Hシステム設置や太陽熱利用の給湯システムへの10万円補助など、合計15件の補助が実施されました。

以上、4年度決算の総合的な評価を申し上げました。

最後に、町政運営の原動力である職員について申し上げます。

残業命令による勤務時間が増え、タイムカードでの勤務時間との乖離、差が縮小したとのこと。改善が進みました。

職員が持てる力を発揮し、生き生きとしてこそ町民のための仕事ができます。保育や給食調理、事務職などの大半を会計年度任用職員が務め、全職員の半数を占めています。意欲のある方には正職員への登用や待遇改善をさらに進め、張り切って仕事のできる環境づくりは町の責任です。今後も注視します。

以上、基本的には時の課題に真摯に取り組み、実施されたと認め、決算を認定いたします。

他の会計はない。以上です。

**議長（今井 清君）** ほかに討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、日程第9 認定第1号 令和4年度立科町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第10 認定第2号 令和4年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第11 認定第3号 令和4年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。9番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

**9番（村田桂子君）** 認定第3号 後期高齢者医療特別会計で反対討論をいたします。

この制度は、75歳以上高齢者だけで構成される保険で、2年ごとに保険料が見直され、年金が減り続ける中で保険料は上がり続けています。保険料について申し上げますと、4年度は最高税率が2万円引き上げられ66万円となり、対象者は6人でした。

加入者は前年度に比べ平均で33人増えましたが、令和4年度の収入未済額、納められない額は73万円と、昨年度を約15万円も増えました。普通徴収に関わる8人分で、前年の4倍に増えました。支払えない人が増えています。

また、保険料の7割、5割、2割などの軽減者は、何と1,006人であり、75歳以上1号保険者の75%が軽減を受けていることが明らかとなりました。前年度は軽減対象者が946人でしたから、軽減対象者は60人増加、医療制度加入者が33人伸びているのに対し、対象者の増加を上回る軽減者が60人も増えています。制度設計そのものが見直されなければならないと考えます。

医療費負担について申し上げます。

昨年10月から医療費の2割負担が導入され、利用抑制が心配されました。担当課として、利用料引上げの影響について実態をつかむ努力がされなかったことは残念です。令和4年度の広域連合への負担金を見ますと、全体で約558万円の増額、1人当たりの医療費は約2,500円増えた計算です。

医療費2割負担の対象者は、単身で年200万円、月16万7,000円弱以上、夫婦で320万、26.7万円以上であり、141名、約1割強の方が負担増でした。せっかく75歳から1割となったのに、再び2割へと負担増です。国の移行措置も3年間設定されていますが、町としての軽減策が設けられていません。

かつての軽減策がどんどん縮小され、消費税が10%になり、物価が上がる中での生活は厳しさを増しています。収入も減り、病気になりやすい後期高齢者だけの保険は高齢者いじめと捉え、会計決算に反対といたします。

**議長（今井 清君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。10番、榎本真弓君、登壇の上、願います。

〈10番 榎本 真弓君 登壇〉

**10番（榎本真弓君）** 10番、榎本です。決算特別委員会に付託されました認定第3号 令和4年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定賛成の立場で討論いたします。

立科町監査委員審査意見書にもあるとおり、被保険者1人当たりの医療費は県平均を上回っていること、1人当たりの医療費は県内でも高い順位にあることなどを併せ、今後も被保険者の健康維持や医療費の抑制に努めなければなりません。将来、現役世代の負担が一層重くならないよう保険料、公費及び利用者負担の適切な組み合わせにより、制度の持続可能性を高めていくことが重要となります。

このたびの認定には適切に執行されており、決算認定に賛成討論といたします。

**議長（今井 清君）** ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、日程第11 認定第3号 令和4年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、認定第3号は、賛成多数で認定することに決定されました。

次に、日程第12 認定第4号 令和4年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。9番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

9番（村田桂子君） それでは、認定4号 立科町介護保険特別会計決算に反対の立場で討論いたします。

令和4年度の介護保険、保険料は基準で6,950円で県下で高いほうに位置しています。令和4年度の収入未済額、納められなかった額は1,000万円を超え、前年比で56万円も増えました。特に、第1段階が多いそうです。介護保険の被保険者は33人減っていますから、納められない人が増えているのは明らかです。

昨年の8月から、町民税非課税世帯、年金収入月10万円以上の食費を650円から1,360円へと倍に値上げし、ショートステイの食費も1日210円から650円も引き上げられ860円となり、月2万円以上の負担増となっています。年金は年々引き下げられ、さらに物価も上がる中での住民の暮らしは極めて厳しくなっています。何らかの軽減策が取られていないことは、残念の極みです。

令和4年度は、介護保険の被保険者数もサービス量も減っています。ただ、支払い準備金が増え続けています。4年度も全く取り崩すことなく5,000万円積み立てました。3月末の現在額は1億円を超えています。町は、国の解約した分を町が何とかするというのは無理、国の制度で考えてもらいたいとの立場ですが、制度改善に向けて町もしっかりともの言ってもらおうと同時に、やはり痛みを少しでも緩和するためのご努力、激変緩和策を町としても考えるべきだと考えます。

令和5年度も、恐らく基金がそっくりと積み上がることが予測されます。来年度から第9期の3年間が始まります。次期保険料算定の際には、1億5,000万円以上の準備基金となることが予測される支払準備基金を生かして、保険料の引下げや利用料への補助制度が新設され、住民負担が軽くなるよう手だてを講ずべきであることを申し上げ、反対討論といたします。



議長（今井 清君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。10番、榎本真弓君、登壇の上、願います。

〈10番 榎本 真弓君 登壇〉

10番（榎本真弓君） 10番、榎本です。決算特別委員会に付託をされた認定第4号 令和4年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

介護保険制度が創設をして22年がたち、この制度は着実に定着をしてきていると考えます。毎回申し上げますが、今後も制度の持続可能性を高めていくことが大変重要です。高齢化率が増加している当町においても同様のことです。

介護保険支払い準備基金は、令和6年から令和9年にかけての計画のために必要な基金であるため、取り崩すことなく適切に事業推進を行っていくという答弁を受け、認定賛成といたします。

議長（今井 清君） ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、日程第12 認定第4号 令和4年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、認定第4号は賛成多数で認定することに決定されました。

次に、日程第13 認定第5号 令和4年度立科町索道事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第19 請願第3号 免税軽油制度の継続を求める請願書の7件について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、日程第13 認定第5号 令和4年度立科町索道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

んか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第14 認定第6号 令和4年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第15 認定第7号 令和4年度立科町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第16 認定第8号 令和4年度立科町下水道事業会計決算認定を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第17 議案第53号 令和4年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第18 議案第54号 令和4年度立科町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第19 請願第3号 免税軽油制度の継続を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この請願は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第20 請願第6号 「安保関連3文書」の撤回と国会での慎重審議、対話の外交を求める意見書提出についての陳情について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。10番、榎本真弓君、登壇の上、願います。

〈10番 榎本 真弓君 登壇〉

10番（榎本真弓君） 10番、榎本です。「安保関連3文書」の撤回と国会での慎重審議、対話の外交を求める意見書提出についての陳情に対し、反対の立場で討論いたします。

議員各位に申し上げます。国家の防衛や外交に関する内容は、町議会の判断を超えた権利外の事項ではないでしょうか。さらに、議会はその実現性について、最善の努力をすべき政治的、道義的責任を負うことになることは十分承知されているものと思えます。

長くなりますが、討論いたします。

2022年12月16日、政府は臨時閣議で安全保障3文書の改訂を決定いたしました。3文書とは、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画、このうち、国家安全保障戦略は、国家安全保障に関する最上位のもので、外交政策及び防衛政策に関する基本方針を定める文書です。

国家防衛戦略は、これまでの防衛計画の大綱に代わるもので、およそ10年先の日本の防衛目標を定め、それを達成するためのアプローチと手段を示しています。日本の安全保障の基軸は日米同盟であることから、米国と整合性を取るために、戦略と計画に立て分け、3文書で100ページを超えるものとなっています。

2021年以来、18回に及ぶ国家安全保障会議を重ね、与党の実務者ワーキングチームで15回の議論を積み上げてきました。2014年1月に創設された国家安全保障局を中心に、前回の策定、2013年12月から約9年の歳月をかけて綿密に議論してきたものが土台になっています。

国家安全保障戦略では、我が国の安全保障に関する基本的な原則として、1、国際協調を旨とする積極的平和主義を維持、2、世界的に最も成熟し、安定した先進民主主義国の一つとして、普遍的価値、原則の維持・擁護を各国と協力する形で実現、3、平和国家として専守防衛に徹し軍事大国とならず、非核3原則を堅持、4、日米同盟は我が国の安全保障の基軸、5、他国との共存共栄、同志国との連携、多国間の協力、以上が明記をされています。

周知のように、国際社会の平和と安全を維持するべき責任を負った安保理常任理事国のロシアが、武力による他国への侵略という戦後の国際秩序を覆す暴挙に出ました。また、北朝鮮は核開発を着々と進めながら、異常な数のミサイル発射を繰り返しています。同国のミサイル開発が、既に実験から配備の段階に移行している現状があります。中国もまた高い水準で国防費を増加させ、不透明な状況で核ミサイル戦略を含む軍事力を急速に増大しています。さらに、中国はロシアとの戦略的な連携を強めて国際秩序への挑戦を強めています。

日本にとっては、ロシアが隣国であり、核実験とミサイル発射を繰り返す北朝鮮が間近にあり、中国が尖閣周辺での領海・領空侵犯を含め東シナ海、南シナ海での力による一方的な現状変更の試みを繰り返している事実があります。

地球全体から見ても、ロシア、北朝鮮、中国の3国と向き合っている日本の状況は特異なもので、今回の3文書の主眼は、極度に不安定化する日本周辺の地域において、とりわけ2027年までの今後5年間、こうした脅威を顕在化させないことにあります。

さらに、国家安全保障戦略では、気候変動問題や感染症危機をはじめ、国境を越えて各国が協力して対応すべき諸課題も同時に起きていることを指摘しています。

文書では、我が国が優先する戦略的アプローチとして、外交力を第一に掲げています。あくまでも外交を最優先とし、一部の人々が言うような防衛より外交が大事という批判は当たらないと思います。

最後に申し上げます。

今の国連の状況を憂いて、6名のノーベル平和賞受賞者と世界平和のルールを考えるイベントが行われます。11月、東京にてグローバルガバナンスサミット2023が開催をされます。一人一人が世界平和のルールを考えるとして行うものです。この主催は民間企業であり、開催に当たり、外務省が後援を行っています。

さらに、その2日後には、軽井沢において歓迎セレモニーが開催されます。現在、近隣自治体の理事者への皆様へのご招待状をお届けしているところです。

民間レベルにおいてもできることがあります。平和は与えられるものではなく、自

ら築いていくものと考えます。

以上、議員各位の賢明なご判断をお願いし、陳情採択に反対討論といたします。

**議長（今井 清君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。9番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

**9番（村田桂子君）** それでは、安保防衛3文書の撤回と国会での慎重審議、対話の外交を求める意見書撤出についての陳情について、賛成討論を行います。

この陳情は、9条を守るたてしなの会より出され、継続審査となっていたものです。陳情によると、政府が歴代政権が専守防衛の理念の下、一貫して攻撃的兵器を持たないとしてきた方針を転換し、いわゆる反撃能力、敵基地を攻撃する能力を保有するために、27年にはGDP 2%、11兆円の規模に軍事費を拡大することを狙っていること、23年度から5年間にわたり、防衛装備品の爆買い、自衛隊基地建設強化などのために総額43兆円の軍事費確保を狙い、そのための財源確保として防衛財源確保法を通し、これまで禁じ手であった建設国債の活用や歳出削減を打ち出しています。

陳情では、既に安保関連法の下で集団的自衛権の行使が容認され、日本が直接攻撃されていなくても、他国への領域への攻撃が可能になってしまいます。このような防衛方針の転換は、事実上の先制攻撃に道を開くとして、近隣国に脅威の印象を与え、無用な外交的緊張をもたらしかねませんと、防衛力強化がいたずらに近隣諸国との緊張を招く危険性を指摘しています。

防衛費急増は、国民生活や地方行財政に深刻な影響を与えることは必至です。後年度負担も加えると60兆円近くにもなるとの知見もあり、国民の暮らしや社会保障、町の財政にも重大な影響を与え、軍事栄えて暮らしがほころぶ新しい戦前が懸念されます。

国民の合意もない中で、今まさに岸田政権は戦争する国づくりにまっしぐらの印象です。立科町から軍事国家づくりはストップの声を上げようではありませんか。陳情主旨に全面的に賛成し、議員の皆さんの平和を願う心意気に期待して、賛成討論といたします。

また、先ほど、榎本議員から町が国の外交などについて意見を述べるのは権限の外であるという発言の旨がありました。これについて、私は異論があります。

あの第2次大戦がずっと進められた中には、地方がものが言えなくて、なかなか国のことについて口を挟むことができないうちに、あれよあれよという間に戦争になったという歴史があります。今は、日本の国の憲法で地方分権、地方自治というのがきちっと位置づけられています。国が間違った方向に進もうとしているときに、各地方議会がちょっと待ったというのは当然の権利ではないでしょうか。

しかも、今回は歴代の自民党政権が駄目だと言ってきた集団的の自衛権の問題や、

防衛的な装備ではなく、まさに侵略的な攻め込むための装備品が予算化されるという問題です。これまでの国の在り方を根本的に変える内容になっている、これは歴代政権の中でも極めて異色と言わなければなりません。

信濃毎日新聞でも、こうした多くの声が載せられております。私は、この立科町議会の良識として、ぜひ憲法に基づく平和外交、特に、今、力を発揮しているのがASEAN、東南アジア諸国連合が行っている地域の包括的な様々な協力体制です。そのことによって戦争にはならない、徹底した話合いによって活路を開く、これこそが日本国憲法の精神だと思うし、私たちが再び新しい戦前にさせてはならない、この立場から、国に対してきちっと意見を言うことが重要だと考えております。

以上、賛成討論といたします。議員の皆さんの良識あるご判断をよろしくお願いいたします。

議長（今井 清君） ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、日程第20 陳情第6号 「安保関連3文書」の撤回と国会での慎重審議、対話の外交を求める意見書提出についての陳情を採決します。この採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認願います。着席してください。

起立少数です。したがって、陳情第6号は不採択とすることに決定しました。

◎日程第21 同意第19号

議長（今井 清君） 次に、日程第21 同意第19号 立科町教育委員選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 同意第19号 立科町教育委員選任について同意を求める件の提案理由の説明を申し上げます。

教育委員の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町長が議会の同意を得て任命することになっておりますので、同意をお願いするものです。

このたび、教育委員である飯島正茂氏が、9月30日をもって任期満了になりますので、引き続き飯島正茂氏を教育委員に選任するものです。

飯島氏は、昭和29年生まれ、立科町芦田にお住まいです。大学を卒業後、筑北中学校、立科中学校、臼田中学校、御代田中学校などで教鞭を取られてきました。

令和4年4月から教育委員を務めていただいております、併せて、教育長職務代理を務めていただいております。

温厚実直な性格で、長年、学校教育に携われてきた豊富な経験と専門的な見地からご指導を頂いており、教育委員として適任であると考えております。

引き続き、教育委員としてご活躍頂きたいと思っておりますので、よろしくご審議の上、同意賜りますようお願いを申し上げます。

**議長（今井 清君）** これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第19号を採決します。この採決は起立によって行います。

同意第19号 立科町教育委員選任について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

着席してください。

全員起立です。したがって、同意第19号は同意することに決定しました。

#### ◎日程第22 発委第8号

**議長（今井 清君）** 次に、日程第22 発委第8号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会員規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

3時10分から、第1委員会室において全員協議会を開催しますので、議員は参集願います。

なお、全員協議会終了後、議会運営委員会を開催しますので、委員及び理事者は参集願います。

再開は、議会運営委員会終了後となりますので、承知願います。

休憩に入ります。

(午後 3 時00分 休憩)

(午後 3 時45分 再開)

議長(今井 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。会議規則第22条の規定によって、本日の議事日程に、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第56号

議長(今井 清君) 追加日程第1 議案第56号 令和5年度立科町一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長(齊藤明美君) 議案第56号 令和5年度立科町一般会計補正予算(第5号)について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

令和5年度立科町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億2,150万4,000円とするものです。

本日提出、立科町長。

2 ページは、第1表歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。

3 ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

4 ページをお願いいたします。

今回の補正は、昨年度、観光庁の補助金等を活用し、町有地内の廃屋等撤去に着手した事業について、残存する施設を引き続き撤去していくための予算となります。

まず、歳入ですが、【19款】繰入金では、2項基金繰入金で14目白樺高原環境整備基金を3億円取り崩し、事業の財源とするものでございます。

続いて、歳出は【2款】総務費1項総務管理費3目財産管理費では、廃屋施設等の撤去工事に係る管理業務委託で327万7,000円、解体撤去工事費で2億9,912万1,000円を計上するものでございます。

歳入歳出の差額239万8,000円は、【12款】予備費で調整をいたしました。



以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決頂きますようお願い申し上げます。

**議長（今井 清君）** これから、本案に対する質疑を行います。質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決をします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号 令和5年度立科町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

#### ◎追加日程第2 発委第9号

**議長（今井 清君）** 追加日程第2 発委第9号 免税軽油制度の継続を求める意見書提出についてを議題とします。

意見書の朗読をお願いします。今井事務局長。

**議会事務局長（今井一行君）** それでは、朗読いたします。

発委第9号 免税軽油制度の継続を求める意見書。

立科町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

本日提出、立科町議会総務経済常任委員会委員長、今井健児。

裏面をお願いいたします。

免税軽油制度の継続を求める意見書。

これまで、冬期観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた軽油引取税の課税免除の特例措置（以下「免税軽油制度」といいます）が、令和6年3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油制度は、元来道路を走らない機械に使う軽油について、軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）を免税する制度で、船舶、鉄道、農業、林業、製造業など幅広い事業の動力源の用途に認められてきたものであります。

スキー場産業では、索道事業者が使うグレンデ整備車及び降雪機に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば、エネルギー価格の高騰と重なり、索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、地域経済にも計り知れない影響を与えることとなります。

よって、国においては、観光産業や農林水産業等、幅広い産業への影響に鑑み、免税軽油制度を継続されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

提出先は、ご覧のとおり、立科町議会議長、今井 清。

以上です。

議長（今井 清君） 本案について、提出者の説明を求めます。今井健児総務経済常任委員長。

4番（今井健児君） 4番、今井健児です。ただいま、今井事務局長の朗読のとおりであります。

議長（今井 清君） これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第9号 免税軽油制度の継続を求める意見書提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第9号は原案のとおり可決され、提出することに決定されました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

令和5年第3回立科町議会定例会を閉会します。

理事者、関代表監査員、議員各位、関係職員の皆さん、大変お疲れさまでした。ご苦勞さまでした。

（午後3時54分 閉会）